

○上野原市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

平成21年1月20日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札で、入札後に入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を行い、落札者を決定する事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し、法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が500万円以上の工事とする。ただし、工事の特殊性、専門性その他事後審査型入札によることが適さない場合又は市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(入札の公告)

第3条 政令第167条の6第1項及び上野原市財務規則（平成17年上野原市規則第52号。以下「財務規則」という。）第177条第1項の規定による入札の公告（以下「公告」という。）は、市のホームページへの掲載及び契約担当課にて閲覧に供するものとする。

(入札の参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当している者とする。

(1) 財務規則第176条及び上野原市建設工事等入札制度合理化

対策要綱（平成17年上野原市訓令第64号）第3条第1項の規定により作成した名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

（2） 政令167条の4の規定に該当しない者であること。

（3） 上野原市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成17年上野原市訓令第67号）第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（4） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（5） 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。

（6） 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

（7） 対象工事の種類において建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値が一定以上の者であること。

（8） その他市長が定めた資格を満たす者であること。

2 前項第8号の資格を定めるときは、上野原市建設工事等指名業者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り、政令第167条の5第1項の規定により対象工事ごとに定めるものとする。この場合において、同条第2項の規定により行う公示の方法は、第3条の規定を準用する。

（設計図書の貸出し等）

第5条 対象工事の設計図書の貸出し方法等については、公告に記載するものとする。

2 事後審査型入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、前項の設計図書の内容について質問することができる。この場合において、質問をしようとする者は、質問書をファクシミリ等により提出するものとする。

3 前項の質問があったときは、その質問及び回答を入札執行日の前日までに市のホームページに掲載し、閲覧に供するものとする。

(入札の参加申し出)

第6条 入札参加者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申出書を公告に記載した受付期間及び提出方法により市長に提出するものとする。

(開札)

第7条 開札は、公告に記載する日時、場所において行うものとする。

2 入札事務担当者は、開札した後、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内)で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者とし、価格の低い順に3番目までその価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。ただし、総合評価落札方式を適用した工事にあつては、落札候補者の名前の読み上げは行わないものとする。

(入札参加資格審査書類の提出)

第8条 開札後、前条第2項の規定により価格及び落札候補者の名前を読み上げられた者は、第4条第1項の規定による入札参加資格の審査を行うため、公告に記載する日時、場所に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表
- (3) 工事施工実績調書及びその工事施工実績が確認できるものの写し
- (4) 配置予定技術者調書及びその資格等が確認できるものの写し
- (5) 建設業の許可通知書の写し
- (6) 公告の経営事項に該当する経営事項審査総合評定通知書の写し
- (7) その他市長が指定する書類

2 前項に規定する者が公告に記載された日時、場所に書類を提出しないとき又は入札参加資格の確認を行うために行った指示に応じないときは、当該落札候補者の入札は、無効とする。この場合において、同項に規定する落札候補者の全員の入札が無効となった場合は、次順位者から書類の提出を求めるものとする。

3 総合評価落札方式を適用した場合は、入札参加者全員が第8条第1項に示した書類を入札時に提出するものとする。

(落札の決定等)

第9条 市長は、入札日の翌日から起算して3日（上野原市の休日を定める条例（平成17年上野原市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札価格の低い落札候補者から順に前条第1項の規定により提出された書類の審査を行い、審査の結果、落札候補者が要件を満たしている場合は、落札を決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、審査の結果、落札が決定したときは、他の落札候補者の審査は行わないものとする。ただし、総合評価落札方式を適用

した場合は、総合評価値の最も高いものから順に審査を行うものとする。

2 前項の規定により落札を決定したときは、当該落札者に速やかに通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、落札候補者が要件を満たしていない場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書により速やかに通知するものとする。

4 前項の通知を受けた落札候補者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、市長は、当該書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（費用の負担）

第10条 入札参加者の書類の作成及び提出等に要する費用は、当該入札参加者の負担とする。

（異議申立て）

第11条 入札参加者は、開札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、事後審査型入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。